

◎新潟県告示第1096号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県糸魚川地域振興局地域整備部用地・行政課において縦覧に供する。

令和6年10月4日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 能生インター線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
糸魚川市大字能生字聖町1826番2から	新	9.9～23.5メートル	341.3メートル
同市大字能生字新町7098番3まで	旧	9.7～21.6メートル	341.5メートル

備考 路線の重用

一部区間県道上越糸魚川自転車道線と重用